新規就農者育成総合対策のうち

経営発展支援事業

【令和５年度予算概算決定額　19,225 （20,700）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

新規就農者に対する**経営発展のための機械・施設等の導入**を**都道府県と連携して親元就農も含めて支援**します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人［令和５年まで］）

＜事業の内容＞

就農後の経営発展のために、都道府県が**認定新規就農者に対して機械・施設等の導入**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、**都道府県支援分の２倍を国が支援**（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））します。

※取組計画に応じた事業採択方式

＜事業の流れ＞

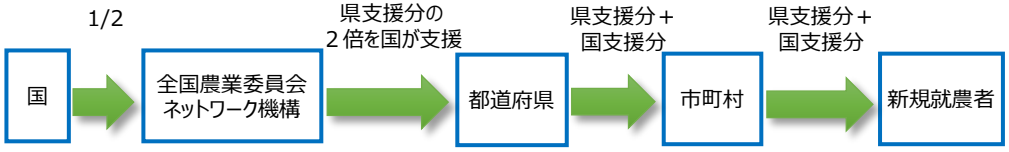

＜事業イメージ＞

国 ＋ **都道府県**
新規就農者の確保目標やサポート内容等を定めた方針を作成

▼

市町村（事業実施主体）
事業計画の作成への助言及び指導、助成金の交付　等

▼

新規就農者

対象者：**49歳以下**の認定新規就農者

支援額：**補助対象事業費上限　1,000万円**
（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

補助率：**都道府県支援分の２倍を国が支援**（国の補助上限1/2）
〈例〉 国1/2、県1/4、本人1/4

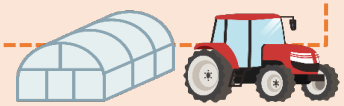

主な交付要件：

1　独立・自営就農する**認定新規就農者**であること（令和４年度以降が対象）

2　経営開始５年目までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
※　親元就農者の場合は、**継承する農業経営に従事してから５年以内に継承**し、継承する経営を発展させる計画（売上１割増等）であること

3　**目標地図又は人・農地プランに位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

4　本人負担分について金融機関から**融資を受けている**こと

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）